

## 個人情報および個人信用情報の取扱いに関する同意書

株式会社 佐賀銀行 御中  
保証委託先 エム・ユー信用保証株式会社 御中

私(申込人、契約成立後の契約者含む)は、株式会社佐賀銀行(以下「貴行」という)及びエム・ユー信用保証株式会社(以下「エム・ユー信用保証」という)に対し、個人情報および個人信用情報の取扱いに関する事項について同意いたします。

### 【(株)佐賀銀行に対する同意事項】

- 第1条(業務内容及び同業務による個人情報の収集・保有・利用目的等)
- 私は、本申込にあたり記入もしくは申告した個人情報(融資後に生じる個人情報を含む。以下同じ)、またはその際に提出した各種書類に記載されている個人情報等を貴行が法令に定められたすべての業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で取得・保有・利用することに同意します。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
  - 業務内容
    - ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
    - ②公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により貴行が営むことができる業務およびこれに付随する業務
    - ③その他貴行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)
  - 利用目的
 

貴行及び貴行の関連会社(連結会社)や提携会社の金融商品やサービスに関し下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

    - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
    - ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
    - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
    - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
    - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
    - ⑥与信事業に際して個人情報加盟する信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
    - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
    - ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
    - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
    - ⑩関係法令等に基づく開示、報告を行うため
    - ⑪関連会社や提携会社の商品やサービスの各種ご提案のため
    - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
    - ⑬ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
    - ⑭地域活動の貢献等に資するため
    - ⑮その他、お客さまのお取引や関連業務を適切かつ円滑に履行するため(利用目的の限定について)
- 銀行法施行規則第13条の6の6等により、信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ダイレクトメールおよびダイレクトマーケティングを希望されない場合は、コールセンターにお申し出下さい。但し、預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引のための案内等は除きます。  
コールセンター電話番号:0120-874-312

- 第2条(貴行・エム・ユー信用保証間における個人情報の提供及び安全管理措置を講じた上での第三者への提供)
- 私は、貴行及びエム・ユー信用保証が私の個人情報をお①貴行・エム・ユー信用保証相互間で提供すること②債権管理・回収等の利用目的のために貴行及びエム・ユー信用保証が個人情報を債権譲渡先又は証券化のために設立された特定目的会社等へ提供することに同意します。
- なお、お客さまから個人情報の第三者提供を停止する旨の申出があった場合は、第三者提供を停止します。ただし、その場合、ご融資のお申込みまたは契約(現在契約中のもの)を含みます。)をお断りする場合があります。

### 第3条(個人信用情報の利用及び登録)

- 信用情報機関の利用等について
 

私は、貴行が加盟する信用情報機関(同機関が提携する信用情報機関を含む。)に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、貴行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、貴行は銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用することに同意します。
- 信用情報機関への登録等について
  - (1)私は、本申込または契約するにあたり前記の個人情報(その履歴を含む。)を貴行が加盟する信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、貴行は銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。
  - (2)私は、前項の個人情報の、その正確性・最新性維持、苦情処理、信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
  - (3)前(1)(2)項に規定する信用情報機関は次の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、信用情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。(株)佐賀銀行ではありません。)

### 【加盟する信用情報機関(加盟先機関)】

株佐賀銀行が加盟する信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 URL <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>
株式会社日本信用情報機構(以下「JICC」という)	TEL 0570-055-955 URL <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>

株佐賀銀行が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー(以下「CIC」という)	TEL 0120-810-414 URL <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>
--------------------------	---

### 【加盟先機関の登録期間】

登録情報	加盟登録機関の登録期間	
	全国銀行個人信用情報センター	JICC
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
株佐賀銀行が加盟する信用情報機関を利用した日・申込日および本契約またはその申込内容等(契約が不成立になった場合を含む。)	当該利用日から1年を超えない期間	保証会社が信用情報を照会した日より6ヵ月以内
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約期間中およびこの契約による債務の完済日から5年以内 債権譲渡の事実に係る情報は発生から1年以内
債務の支払を延滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	延滞継続期間中、延滞解消の事実が解消日から1年以内またはその他の契約不履行の当該事実は発生日から5年以内
不渡情報	第1回目の不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該審査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間

### 【個人情報に関する株佐賀銀行のお問合せ先】

	住所	電話番号
経営管理部リスクコンプライアンスグループ	〒840-0813 佐賀市唐人2丁目7番20号	0952-25-4626

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除の申出)

- 私は、貴行および信用情報機関に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとします。
- 私は、個人情報の登録内容が不正確または誤りがあった場合には、貴行および信用情報機関に対し、訂正または削除を請求することができるものとします。

### 第5条(個人情報の利用・提供の中止)

- 私は、個人情報の利用・提供について同意している場合でも、利用・提供の中止を請求することができるものとします。ただし貴行およびエム・ユー信用保証、ならびに委託先企業が取引上の与信判断および与信後の管理を行う場合や各種法令等による場合には、この限りではないものとします。

### 第6条(「個人情報および個人信用情報の取扱いに関する同意書」に不同意の場合)

- 私が本契約の必要な記載事項(本契約で私が記載すべき事項)の記載を希望しない場合、および本同意事項の内容の全部または一部を承認しない場合は、当該ご融資の申込・ご融資にかかる契約(現在契約中のもの)を含みます。)を断られても私は異議を述べることができないものとします。ただし、ダイレクトメール等の発送について同意しない場合については、含みません。

### 第7条(ご融資の契約が不成立の場合)

- ご融資の契約が不成立であってもご融資の申込をした事実(第1条、第2条、第3条に基づき当該契約の不成立の如何を問わず、一定期間(各信用情報機関においては、各信用情報機関が定める一定期間)利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第8条(本規約の変更)

- 本規約は、法令に定める手続き等により、必要な範囲内で変更できるものとします。

# 【個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）】

## 第1条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用）

- 1 エム・ユー信用保証株式会社（以下「エム・ユー信用保証」といいます。）は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」といいます。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」といいます。）に申込者および保証委託契約者（以下「申込者等」といいます。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 2 エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟先機関に提供します。
- 3 加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー（C I C）
登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込情報（照会日から6ヶ月以内）</li><li>・本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li><li>・契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内）</li><li>・取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本契約にかかる申込みをした事実（エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li><li>・本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li><li>・債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li></ul>

- 4 加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 5 申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
- 6 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称 株式会社 日本信用情報機構 連 絡 先 0570-055-955 ホームページアドレス <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>
名 称 株式会社 シー・アイ・シー 連 絡 先 0570-666-414 ホームページアドレス <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称 全国銀行個人信用情報センター
連絡先 03-3214-5020
ホームページアドレス <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>

## 第2条（個人情報の内容）

申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報を取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。

- (1) 申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家賃、家族情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。
- (2) 本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、カード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払期日、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、フリーローンお申込みの場合は借入要項。
- (3) 本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。
- (4) 本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するため、または本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。
- (5) 加盟先機関から取得した申込者等の個人情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）。
- (6) 申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類（本籍地情報を含みます。）の記載事項。
- (7) エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。
- (8) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項（本籍地情報を含みます。）、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。
- (9) 登記簿等から取得した会社情報（代表者の氏名、生年月日を含みます。）、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

## 第3条（個人情報の利用目的）

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

- (1) 与信判断のため。
- (2) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。
- (3) 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。
- (4) 申込者等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
- (5) 与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。

- (6) エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

#### 第4条（個人情報の第三者への提供）

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

(1) エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。

- ①株式会社佐賀銀行（以下「銀行」という。）。
- ②ホームページにて公表している提携会社。
- ③申込者等の親族等。

(2) エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。

- ①第2条（1）から（9）の情報。
- ②与信評価情報。

(3) エム・ユー信用保証から提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します（この場合、第3条にある「エム・ユー信用保証」を「提供する第三者」に読み替えます。）。ただし、提供を受けた第三者が申込者等の親族等である場合には、申込者等の所在確認のために限ります。

#### 第5条（個人関連情報の第三者取得）

エム・ユー信用保証は、サービス提供会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、申込者等の個人データとして取得し、エム・ユー信用保証の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

#### 第6条（金融商品等およびサービスのご案内）

申込者等がエム・ユー信用保証からのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、エム・ユー信用保証からのご案内をしません。

- (1) 第3条（5）のご案内を行うとき。
- (2) 申込者等がエム・ユー信用保証にアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。

#### 第7条（個人データの取扱いの委託等）

- 1 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務を第三者に業務委託する場合に、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の個人データの取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。
- 2 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務について第三者と提携している場合に、エム・ユー信用保証とエム・ユー信用保証の提携先（以下「両社」といいます。）が、情報提供に関する取決めをしたうえで、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の個人情報を除く、申込者等に関する信用状況および取引状況等の情報を両社が相互に提供することに同意します。

## 第 8 条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1 申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で、エム・ユー信用保証に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。
- 2 エム・ユー信用保証が保有・登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者等の求めに理由があることが判明した場合には、エム・ユー信用保証は、当該個人データの訂正・削除をすみやかにを行います。

## 第 9 条（本同意条項に不同意の場合）

- 1 エム・ユー信用保証は、申込者等が、本保証委託契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることができるものとしします。
- 2 第 6 条のダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合でも、これを理由にエム・ユー信用保証が本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることはありません。ただし、エム・ユー信用保証の金融商品およびサービス等の提供および営業案内を受けられない場合があることを申込者等はあらかじめ承認します。

## 第 10 条（本保証委託契約が不成立の場合の個人情報の利用・提供、預託）

申込者等は、本保証委託契約が不成立となった場合であっても、申込者等が本保証委託契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、エム・ユー信用保証が一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。

## 第 11 条（問合わせ窓口）

第 6 条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第 8 条における申込者等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問合わせは、エム・ユー信用保証コールセンター（03-6838-0003）まで連絡するものとしします。

## 第 12 条（本同意条項の変更）

本同意条項について変更が生じた場合は、エム・ユー信用保証は変更内容をお客様に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。

※エム・ユー信用保証の個人情報保護方針については、エム・ユー信用保証のホームページで公表しております。

<https://www.mucg.co.jp/>

エム・ユー信用保証株式会社

【佐賀銀行カードローン】当座貸越約定書

借主(以下「私」という)は、「佐賀銀行カードローン当座貸越約定書」「保証委託約款」の各条項を承認のうえ、エム・ユー信用保証株式会社(以下「保証会社」という)の保証に基づき、株式会社佐賀銀行(以下「貴行」という)とカードローン取引(以下「本取引」という)をするについて、次のとおり、各条項を約定します。

第1条(契約の成立)

本取引の契約は、私からの申込みを貴行が承諾し、カードローン口座を開設したときに成立します。ただし、私の本取引を開始するためには、貴行所定の手続きが必要となります。

第2条(取引方法)

1. 貴行は、本取引に使用するためのさぎんローンカード(以下「カード」という)を発行するものとします。
2. 本取引は、カード、現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む。以下「ATM」という)、または貴行所定のアプリを使用する当座貸越とします。
3. カードおよびATMの取扱いについては、貴行所定のさぎんローンカード規定によるものとします。

第3条(貸越極度額)

1. 本取引の貸越極度額は、貴行および保証会社の審査のうえ、貴行が決定し、私に通知するものとします。なお、貴行が極度額を超えて私に本取引を行った場合にも、この契約が適用されるものとし、その場合には貴行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払います。
2. 貴行は、取引の利用状況等により、貸越極度額を増額または減額することができるものとします。この場合、貴行は、変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を私に通知するものとします。

第4条(貸越利用限度額)

1. 貴行および保証会社は、私の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として貸越利用限度額を定めます。私は、貸越利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
2. 私について、次の各号のいずれかにあたる場合、貴行および保証会社は貸越利用限度額を減額(貸越利用限度額を0にすることを含む)することができるものとします。
  - ①本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
  - ②私の信用状況に関する貴行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
3. 私の信用状況に関する貴行および保証会社の審査により相当と認められた場合、貴行および保証会社は貸越極度額を上限として貸越利用限度額を増額することができるものとします。
4. この取引にかかる貸越利用限度額変更に関しては、貴行から書面により通知するものとします。

第5条(取引期限等)

1. 本取引の期限は、契約日の1年後の応答日が属する月の月末までとします。ただし、貴行および保証会社が認めた場合、取引期限は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 第1項にかかわらず、満70歳の誕生日の翌月約定期日の翌日以降、新たな借入はできないものとします。
3. 貴行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
  - ①期限の到来によりこの取引は終了します。
  - ②第8条、第9条の定めにかかわらず、期限までに当座貸越借入元金金額を弁済します。
  - ③カードは期限後、直ちに貴行へ返却します。

第6条(利息、損害金等)

1. 当座貸越借入金の利息(保証料含む)は、付利単位100円とし毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。
2. 前1項の組み入れにより貸越極度額を超える場合には、直ちに貸越極度額を超える金額を支払います。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、貴行は、貸出金利率および損害金利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。貴行は、この変更の内容を貴行の本店に掲示するものとします。
4. 貴行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年14.6%(年365日の日割計算)とするものとします。

第7条(返済方法)

1. 私は、申込み時に返済方法を次の①、②どちらかを選択するものとします。
  - ①貴行における私名義の普通預金口座(総合口座含む)を返済指定預金口座とし返済する。(以下、「返済指定口座方式」という)
  - ②貴行および貴行と提携している金融機関のATMによりカードにて直接返済する。(以下、「ATM返済方式」という)
2. 第1項の申込み時に選択した返済方法を変える場合は、貴行所定の書式を貴行窓口へ届出るものとします。

第8条(定例返済 返済指定口座方式)

1. 本8条は、定例返済の返済指定口座方式について定め、ATM返済方式については、第9条に定める。
2. 本取引に基づく当座貸越借入金は、毎月10日(銀行休業日の場合は、翌営業日)に前月末日の貸越残高を基準として、次のとおり返済するものとします。なお、貸越残高は、返済日(毎月10日、銀行休業日の場合は翌営業日)に前日までの利息・遅延損害金が返済日前日の貸越残高に組み入れられます。

前月末日の貸越残高	当月の返済額
2千円未満	貸越残高全額
2千円以上10万円以内	2,000円
10万円超20万円以内	4,000円
20万円超30万円以内	6,000円
30万円超40万円以内	8,000円
40万円超50万円以内	10,000円
50万円超100万円以内	20,000円
100万円超200万円以内	30,000円
200万円超300万円以内	50,000円
300万円超400万円以内	60,000円
400万円超500万円以内	80,000円
500万円超600万円以内	100,000円
600万円超700万円以内	120,000円
700万円超	140,000円

3. 前項にかかわらず次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。
  - ①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が2千円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2千円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。
  - ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高基準の返済額未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。
  - ③貸越残高が貸越利用限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越利用限度超過額が当月の返済額となります。
4. 第2項、第3項にかかわらず満70歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満70歳の誕生日を迎えた翌月の月末残高に応じた「当月の返済額」が返済まで継続するものとします。ただし、第3項③の場合は、「貸越利用限度超過額」の金額が返済まで継続するものとします。

第9条(定例返済 ATM返済方式)

1. 本9条は、定例返済のATM返済方式について定め、返済指定口座方式については、第8条に定める。
2. 本取引に基づく当座貸越借入金は、前月10日(銀行休業日の場合は、翌営業日)の翌日から当月10日(銀行休業日の場合は、翌営業日)までに、前月約定期返済日(前月10日、銀行休業日の場合は、翌営業日)現在の貸越残高を基準として、次のとおり返済するものとします。なお、貸越残高は、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に前日までの利息・遅延損害金が返済日前日の貸越残高に組み入れられます。

前月約定期日の貸越残高	当月の返済額
2千円未満	貸越残高全額
2千円以上10万円以内	2,000円
10万円超20万円以内	4,000円
20万円超30万円以内	6,000円
30万円超40万円以内	8,000円
40万円超50万円以内	10,000円
50万円超100万円以内	20,000円
100万円超200万円以内	30,000円
200万円超300万円以内	50,000円
300万円超400万円以内	60,000円
400万円超500万円以内	80,000円
500万円超600万円以内	100,000円
600万円超700万円以内	120,000円
700万円超	140,000円

3. 第2項にかかわらず満70歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の貸越残高ではなく、満70歳の誕生日を迎えた翌月の10日(銀行休業日の場合は翌営業日)残高に応じた「当月の返済額」が返済まで継続するものとします。

第10条(随時返済)

1. 第8条、または第9条による定例返済のほか随時に任意の返済ができるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
2. 第1項の随時返済は、カードを使用しATMにより行うこととします。ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。
3. ATM返済方式の場合、返済金額が約定返済の金額まで達するまでは、定例返済に充当されるものとし、約定返済額を超えて返済された場合に随時返済とみなします。
4. 定例返済を遅延している当座貸越口座への入金については、まず遅延金に充当されるものとします。

第11条(定例返済金等の自動引落し)

1. 第8条による返済は、自動引落しによるものとします。毎月返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入しますから、貴行は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳含む)および同払戻請求書なしで引落しのうえ、返済にあててください。
2. 万一、第1項の預入が遅延した場合には、貴行は返済金と損害金について、預入後いつでも第1項と同様の取扱いができるものとします。

第12条(期限の利益の喪失)

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失ひ、直ちに債務を弁済します。
  - ①第8条、または第9条に定める債務の返済を遅延し、翌々月の返済日応答月の20日までに返済しなかったとき。
  - ②支払いの停止または破産手続開始・民事再生手続開始があったとき。
  - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ④私の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送達されたとき。
  - ⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行において私の所在が不明となったとき。
2. 次の各号の場合には私の請求によって、本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失ひ、直ちに債務を弁済します。
  - ①貴行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  - ②貴行との取引約定の一つでも違反したとき。
  - ③本取引に関し貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
  - ④前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第13条(貸越の中止)

1. 第8条、または第9条に定める返済が遅延している場合、または第12条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。
2. 満70歳の誕生日を迎えた翌月約定期日の翌日以降、新たな借入はできないものとします。
3. 第1項、第2項のほか金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、貴行はいつでも新たな貸越を中止することができます。

第14条(解約)

1. 私はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、私は貴行所定の書面により貴行に通知し、直ちに本取引による債務を弁済します。
2. 第12条各号の事由があるときは、貴行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 第2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額弁済します。

第15条(差引計算)

1. 本取引による債務を履行しなければならぬ場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することができるものとします。
2. 第1項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することもできるものとします。
3. 第2項について差引計算をする場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率は貴行の定めによるものとします。

第16条(同前)

1. 私は弁済期にある私の預金その他の債権と本取引による私の債務とを相殺することができます。
2. 第1項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出します。
3. 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率は貴行の定めによるものとします。

第17条(充当の指定)

返済または、第15条による差引計算の場合、私の貴行に対する債権全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により、充当することができ、その充当に対しては、異議を述べません。

第18条(同前)

1. 第16条により私が相殺する場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは私の指定する順序方法により充当することができます。
2. 私が第1項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
3. 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の有無・軽重・処分難易・返済期の長短などを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
4. 第2項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したのとして、貴行はその順序方法を指定することができるものとします。

#### 第19条（危険負担、免責条項等）

1. 私が貴行に差入れた証書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には貴行の 帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、貴行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。
2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。貴行所定のアプリに関するユーザーIDおよびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。
3. 私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。

#### 第20条（届出事項の変更等）

1. カードを失ったとき、または氏名・住所・印章その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出をします。
2. 第1項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所にあてて、貴行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。
3. カードを失った場合のカードの再発行は貴行所定の手続きをした後に行うものとします。この場合、相当の期間を置き、また貴行が必要とする場合は保証人を付することに同意します。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主または保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ①暴力的な要求行為。
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為。
  - ⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに 該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して貴行に虚偽の申告をしたことが判明し、借主と貴行との取引を継続することが不適切であると貴行が判断する場合には、貴行の請求によって、借主は貴行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前2項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
5. 第3項または第4項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は終了するものとします。

#### 第22条（債権証書の不交付）

私は、貴行にこの契約に係る契約書（当該契約書に付随する変更契約書等を含む）を差し入れている場合において、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。

#### 第23条（報告および調査）

1. 貴行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、貴行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

#### 第24条（合意管轄）

私は、本取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、貴行本店または各支店の所在地を管轄する裁判所とすることに同意します。

#### 第25条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出します。成年後見人等について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出します。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出します。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第2項と同様に届出します。
4. 第3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出します。
5. 第4項の届出の前に生じた損害については、私の責に任じ、貴行には一切迷惑をかけません。

#### 第26条（契約の変更）

銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

以上

## [保証委託約款]

### 第1条(委託の範囲)

1. 私がエム・ユー信用保証株式会社(以下「貴社」という)の保証を委託する債務の範囲は、「佐賀銀行カードローン当座貸越約定書」(以下「原契約」という)にもとづき私が株式会社佐賀銀行(以下「銀行」という)に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、貴社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。なお、保証内容の変更があった場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、免責事由が生じた場合を除き存続します。
2. 原契約の内容が変更されたときは、本契約(<個人情報取扱いに関する同意書>を含む。以下同じ。)にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
3. 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
4. 本契約にもとづく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

### 第2条(債務の弁済)

貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに相違なく支払い、貴社に一切負担をかけません。

### 第3条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて貴社もしくは銀行の信用を毀損し、または貴社もしくは銀行の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、貴

社はこの保証を中止し、または本契約を解約することができるものとします。中止または解約の場合は、第4条第5項を除き、第4条を準用します。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴社に何らの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私が生じた責任を負います。

### 第4条(中止・解約・終了)

1. 原契約または本契約にもとづく私の不履行など貴社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも貴社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって貴社の通知に代えるものとします。
2. 前項により貴社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きを取り、貴社には負担をかけません。
3. 原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、私は、貴社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
4. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、貴社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、貴社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
5. 第1項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

### 第5条(代位弁済)

1. 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が貴社に継承されることに異議ありません。
3. 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

### 第6条(求償権)

1. 前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに貴社に支払います。
  - ①前条により貴社が代位弁済した全額。
  - ②貴社が代位弁済のために要した費用の総額。
  - ③前号①、②の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合(年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算)による遅延損害金。
  - ④貴社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

### 第7条(求償権の事前行使)

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
  - ①銀行または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
  - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。
  - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - ④原契約または本契約の条項に違反したとき。
  - ⑤その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。
2. 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があ



るか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

#### 第8条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は貴社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

#### 第9条(通知義務等)

1. 私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
2. 前項の事項に、重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに貴社に届出いたします。
4. 私が前項の届出を怠ったため、貴社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

#### 第10条(成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出いたします。
4. 私またはその代理人は、第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
5. 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけません。

#### 第11条(公正証書の作成)

私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

#### 第12条(管理・回収業務の委託)

私は、貴社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

#### 第13条(債権の譲渡)

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

#### 第14条(保証委託約款の変更)

1. 保証委託約款の内容を変更した場合、貴社は私に通知または貴社が相当と認める方法により公告します。
2. 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が原契約にもとづく取引をした場合、貴社は私がある変更内容を承認したものとみなします。

#### 第15条(費用の負担)

私は貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは貴社の所定の方法に従います。

#### 第16条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、訴額に

かかわらず貴社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

エム・ユー信用保証株式会社